

瑞穂中学校だより



【学校教育目標:ふるさとを愛し

心身ともにたくましく 主体的に学ぶ生徒の育成】

令和4年11月17日(木) NO.23 文責:校長 柏原 哲郎

HP アドレス <https://www.unzen.ed.jp/mizuhochu>



立冬も過ぎ本格的な冬の寒さがすぐそこまで来ているような今日この頃です。生徒たちは瑞中発表会の成功の余韻を学校生活の充実につなげ、落ち着いた生活ぶりを見せています。3年生にとっては三者面談が終わり、自身の進路決定を踏まえ入試に向けて本腰を入れる時がきました。進路実現に向けた学習への取り組み姿勢を見せ後輩へ良き手本を示してくれることを願っています。また、ある部活動の2年生の男子に、「しっかり鍛えられて、しっかり強くならんばぞ。」と声をかけると、「はい、勝ちたいですから。」と笑顔で答えてくれました。彼のやる気、決意が伝わり、朝から気持ち良かったです。

人権学習

21世紀は人権の世紀とも言われます。本校の生徒も人権週間・人権集会(12/8(木))に向けていろんな取組にチャレンジしています。人権意識・実態アンケートの実施や人権標語の作成、そして学年ごとの体験学習及びSDGsの視点からの人権学習と盛りだくさんの内容です。先日の瑞中発表会での3年生のLGBTQをテーマにした劇に感動した生徒たちには、人権を大切にしようとする心情、気運が育まれていると確信しています。ですからなおさら、こういった学習を通して一人一人の人権意識の高揚につなげ、その学びの中で生徒の心が豊かに耕され、育っていくことでしょう。先日、各学年とも福祉の視点からの人権学習及び体験学習を実施しましたので、その内容を紹介します。

1年生 テーマ【障がい者の人権】 体験【アイマスク、白杖体験】 11/2(月)

1年生は、社会福祉協議会及び視覚障害をお持ちの方々をお招きして、日常の生活の様子等をお話いただきました。その後、社会福祉協議会の方の指導を受けながら、実際にアイマスクを着用し白杖を使って校舎内外の歩行体験を行いました。それがいかに大変であり危険であるかという当事者意識及びそういう人をどのように支援していけばよいか等、体験を通して学ぶことができました。



2年生 テーマ【高齢者の人権】 体験【認知症体験プログラム】 11/11(金)

2年生は、身近に認知症の方がおられたら、どんな対応・支援が良いのか、その在り方について学びました。具体的な例の一場面を、雲仙市地域包括支援センターの方々がおばあちゃん役とその孫役で演じてくださいました。その後、生徒たちもグループに分かれ、実際に予想される場面でどんな対応・支援が良いかを考え、それをもとにして寸劇(ロールプレイ)に挑戦しました。孫世代の2年生にとってはおばあちゃん

ん役の方とのやりとりは現実感があり、考えさせられると共にもしもの時の勉強にもなったことだと思います。高齢者の人権を考える上で貴重な体験をさせていただきました。



3年生 テーマ【支える立場】 体験【手話体験】 11/11(金)

3年生は、福祉事務所福祉課障害班の手話通訳者の方々と聴覚障害をお持ちの方を招いての体験学習を行いました。本番前に、簡単な手話の勉強冊子をもらい3年生は事前学習をしていました。その成果もあり、講師の方のお話の途中で手話によるやり取りやペアでのやり取り等も意外にスムーズに進んでいました。生徒の手話習得の力がすごいなあと感じながら見ていました。最近のテレビドラマでも手話を取り入れたものがあり、生徒の興味・関心も高かったようです。これからの生活場面でも活用することがあると思います。せっかく身に付けた現時点での手話力を無くさないようにしてほしいと思っています。



何が嬉しいかと言えば・・・

この仕事(教師)をしていて何が一番嬉しいかと言えば、自分の学校・学年・学級の生徒がきちんと評価される、別の言い方をすれば褒められる、これは自分の事以上に嬉しいものです。先日はそんな一件がありました。帰宅時の自転車通学生が、横断歩道で渡り切った後に停止していた運転手の方に礼(会釈)をしたそうです。その姿を見た運転手の方がひどく喜ばれてわざわざ学校までそのことを電話してくださいました。後日、生徒集会の時に前田教諭よりその紹介がありました。120名の中の1名の善行が全員の気持ちを持を温かくしてくれた瞬間だったと思います。また、本校にはその他の生徒の中にも同じような行動ができる生徒がたくさんいます。嬉しいことです。

逆に、残念に、悲しくなる時は・・・先日、地域の方から生徒の自転車の乗り方についての相談がありました。部活動後の下校時のことのように。西郷地区の市道で、自転車が左右の両端を走り、中には蛇行することもあったそうです。すでに暗く、とても危険に感じたとのことでした。各学級担任により自転車の乗り方については改めて指導しましたが、各ご家庭でも注意を促していただければ幸いです。また、昨今の自転車の乗車マナーの悪化から、法律の改正に合わせて取り締まりも厳しくなりました。先日、長崎県警から(新)自転車安全利用五則が示されましたので、紹介します。

- ① 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。
- ② 交差点では、信号と一時停止を守って、安全確認。
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

これに加えて「**注意一秒、ケガ一生**」もお忘れなく。よろしくお願いします。